

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

主管課：総務課、関係各課

活動方針

職員は、配備体制に応じて、災害対策本部の設置等、必要な体制をとる
大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先し活動にあたる

対策

【町が実施する対策】

1 町の活動体制

町内で災害が発生、または発生するおそれがある場合は、町災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て災害対策活動を実施する。

また、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部の設置について検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令システムの確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

2 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

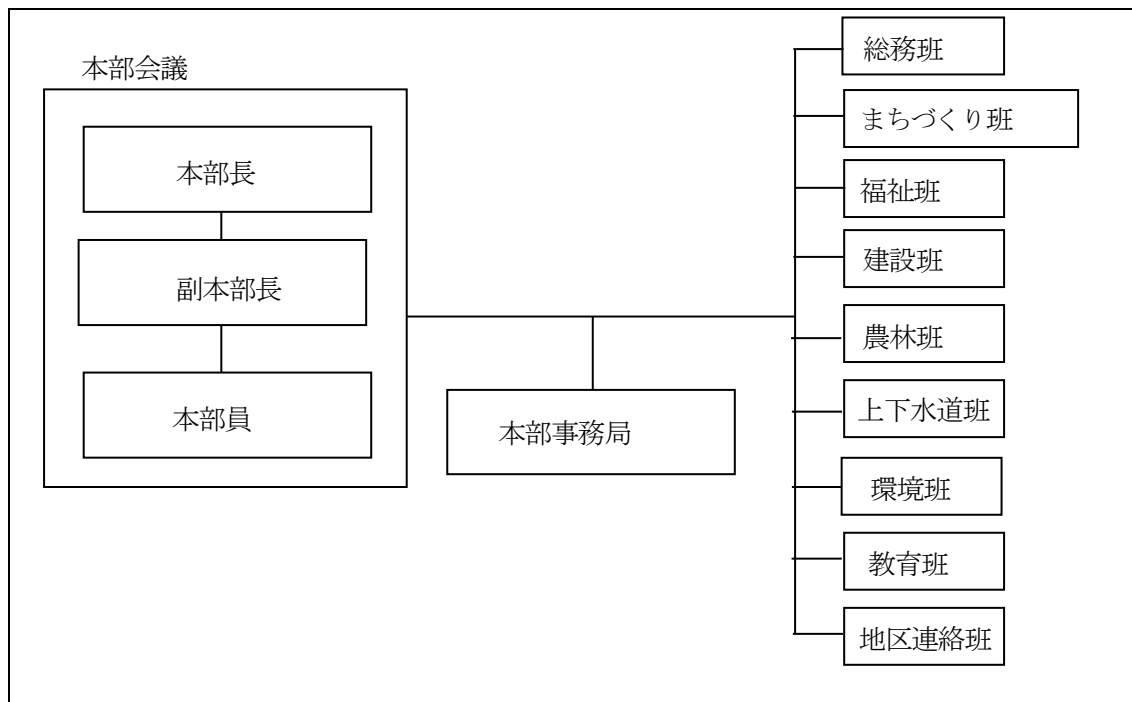
(1) 配備基準

体制	配備基準	本部配備内容・要員	
災害対策本部 設置	情報収集 配備体制	1 次のいずれかの警報が発表された場合 大雨・洪水・暴風 2 震度3以上の地震が発生した場合 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 4 気象状況等により、災害の発生等に情報収集・連絡を要する場合	総務課防災担当職員による情報収集及び連絡体制 ○総務課長 ○松阪広域消防多気分署長（松阪勢和分署長） ○消防団長 ○総務課防災係職員
	第1次 配備体制	1 町域の広範囲に災害が発生すると予想される場合 2 町内の雨量観測所の1時間雨量が40mmまたは3時間雨量が80mmを越えた場合 3 櫛田川両郡水位観測所の水位が3.5m（氾濫注意水位）を観測した場合、または古江須原親水公園が目視により冠水すると認められた場合、または佐奈川西山橋水位観測所の水位が2.0m（氾濫注意水位）を観測しなおも上昇が予想される場合 4 震度4以上の地震が発生した場合 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 6 町長が必要と認めたとき（上記基準であっても町長が必要でないとしたときは情報収集配備体制とする場合がある）	情報収集配備体制に総務班職員若干名を増員した体制 1 局地的な災害に対する応急対策 2 広範囲な災害に対する応急対策の準備 ○情報収集配備体制要員、その他総務班職員 ○建設班、上下水道班、企画班（担当課長が必要と認めたとき）

第2次 配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす局地的災害が発生したとき 2 町内の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫している場合 3 雨量観測所（相可又は朝柄）の1時間雨量が50mmまたは3時間雨量が100mmを越えた場合 4 櫛田川両郡橋水位観測所の水位が5.8m（避難判断水位）を観測した場合、または古江須原親水公園が目視により冠水しなおも水位の上昇が予想される場合、または佐奈川西山橋水位観測所の水位が2.7m（避難判断水位）を観測しなおも上昇が予想される場合 5 震度5弱以上の地震が発生した場合 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 7 町長が必要と認めたとき（上記基準であっても町長が必要でないとしたときは第1次配備体制とする場合がある） 	<p>第1 配備体制に職員を増員した体制（必要に応じ一部変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広範囲な災害に対する応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ○町3役、町議長 ○消防団幹部（必要に応じ分団招集） ○町管理職 ○対象班職員（建設班・上下水道班・農林班・環境班・企画班・福祉班・教育班） <ol style="list-style-type: none"> 2 避難所開設時 <ul style="list-style-type: none"> ○地区連絡班要員
第3次 配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町全域にわたり災害が発生したとき 2 震度6弱以上の地震が発生した場合 3 町長が必要と認めたとき 	全町職員・全消防団員

※職員配備表は別途定める。

(2) 組織体制



(3) 災害対策本部会議の構成

本部長	町長
副本部長	副町長（教育長）
本部員 （班長、管理職）	① 総務GL、消防多気分署長（松阪勢和分署長）、消防団長 ② 総務課長、建設課長、上下水道課長、まちづくりGL ③ 福祉課長、未来まちづくり課長、環境生活課長、農林課長、教育課長 ④ 管理職全員、社会福祉協議会事務局長

(4) 組織内の事務分掌

班名	構成員	所掌事項	業務時期				
			平常時	発災時	発災後 24時間	発災後 72時間	
総務班 【班長】 総務グループリーダー	総務課 勢和振興事務所 税務課 議会事務局 会計課 財務政策課	防災会議の運営	○				
		防災啓発及び防災訓練	○				
		災害対策全般	○	○	○	○	
		所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○	
		防災行政無線等通信の確保	○	○	○	○	
		BCP(事業継続計画)	○	○	○	○	
		被害状況の収集、整理及び報告		○	○	○	
		災害警備活動		○	○	○	
		気象警報、情報等の収集及び伝達		○	○	○	
		車両の配車、調達、管理		○	○	○	
		警察活動への協力		○	○	○	
		避難指示等の発令		○	○	○	
		広域避難の受入れ		○	○	○	
		災害対策本部の設置・運営		○	○	○	
		職員の動員及び安否確認		○	○	○	
		国、県及び関係機関との通信及び連絡調整		○	○	○	
		県災害対策本部への被災状況の報告		○	○	○	
		避難所の開設指示		○	○	○	
		救急、救出、救助活動		○	○	○	
		ライフライン関係機関との連絡調整		○	○	○	
		災害時緊急通行車両の管理		○	○	○	
		消防活動		○	○	○	
		水防活動		○	○	○	
		防災ヘリコプターの災害派遣要請		○	○	○	
		自衛隊等関係機関への災害派遣・応援要請		○	○	○	
		職員の被災状況の把握と対策		○	○	○	
		災害対策基本法等により派遣された職員への対応		○	○	○	
		議会との連絡調整		○	○	○	
		死体の捜索			○	○	
		激甚災害指定			○	○	
被災による徴税の減免等				○			
罹災証明の発行				○			
災害に関する議会報告				○			
他班の応援			○	○			

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

班名	構成員	所掌事項	業務時期			
			通常時	発災時	発災後 24時間	72時間 発災後
まちづくり班 【班長】 まちづくり グループリーダー 未来まちづくり課長	未来まちづくり課 商工観光課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		住民への避難情報等の伝達		○	○	○
		災害関係広報		○	○	○
		報道機関への対応		○	○	○
		重要施策の企画及び総合調整		○	○	○
		交通政策		○	○	○
		救助物資の調達確保、受入、供給		○	○	○
		観光客に対する安全対策		○	○	○
		復興計画				○
		他班の応援		○	○	○
福祉班 【班長】 福祉課長	福祉課 こども課 町民ほけん課	災害時要援護者台帳の整備及び避難・救護対策	○	○	○	○
		所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		保育園児の避難及び保育対策		○	○	○
		医療関係機関との連絡調整及び医療対策		○	○	○
		社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整		○	○	○
		救護所の開設		○	○	○
		医薬品の確保			○	○
		感染症対策			○	○
		食品衛生対策			○	○
		被災者台帳の整備			○	○
		災害救助法の適用及び運用			○	○
		炊き出し及び風呂の供給			○	○
		保育園の開設及び運営			○	○
		災害義援金品の募集・配分・保管			○	○
		住民の健康管理対策			○	○
		災害ボランティアの受け入れ			○	○
		住民の安否確認の問い合わせ			○	○
		遺体の埋火葬手続き			○	○
		国民健康保険料等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置				○
		被災者に対する各種給付金等手続き				○
被災者の生活相談及び援護				○		
被災事業所等への支援				○		
		他班の応援		○	○	○

班名	構成員	所掌事項	業務時期			
			通常時	発災時	発災後 24時間	発災後 72時間
建設班 【班長】 建設課長	建設課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		応急資機材等の調達及び管理	○	○	○	○
		がけ崩れ等の応急措置		○	○	○
		所管施設の点検及び安全確保		○	○	○
		被災建築物の応急危険度判定			○	○
		倒壊建造物の解体撤去等			○	○
		被災者の住宅相談				○
		応急仮設住宅の建築及び入居				○
		他班の応援		○	○	○
農林班 【班長】 農林課長	農林課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		農林水産物の被害調査及び応急対策		○	○	○
		罹災家畜収容並びに家畜伝染病予防		○	○	○
		食糧の調達確保		○	○	○
		他班の応援		○	○	○
上下水道班 【班長】 上下水道課長	上下水道課	上下水道施設の災害対策	○	○	○	○
		上下水道施設の被害調査及び復旧対策		○	○	○
		応急給水		○	○	○
		他班の応援		○	○	○
環境班 【班長】 環境生活課長	環境生活課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		し尿処理対策(仮設トイレ)		○	○	○
		遺体の安置、搬送及び埋火葬			○	○
		畜犬の対応及び死亡した畜犬等の埋火葬			○	○
		災害廃棄物の収集及び処理			○	○
		公害防止及び水質検査			○	○
		衛生材料等の供給			○	○
		他班の応援		○	○	○
教育班 【班長】 教育課長	教育課 学校統合室	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		児童生徒の避難及び教育対策		○	○	○
		文化財の保護及び災害対策		○	○	○
		炊き出し(給食センター)			○	○
		被災児童生徒の健康管理				○
		学校給食の措置				○
		避難所の運営				○
		他班の応援		○	○	○
地区連絡班		避難所の開設準備及び運営		○	○	○
		現地活動		○	○	○
		他班の応援		○	○	○

(5) 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生または発生するおそれがあることを知ったときは、自分や周囲の安全確保を行った後、「配備基準（上記）」のとおり、庁舎等配備体制場所に参集する。

※自動車で参集が困難な場合は、徒歩・自転車・バイク等で参集する。

※被害状況等により配備体制場所への参集が困難な場合は、最寄りの地区連絡班（避難所）へ参集する。

※職員、家族等が被災を受け治療の必要がある場合等、すぐに参集することが困難なときは、所属長に状況を連絡し、指示を受ける。

(6) 勤務時間外に大規模災害が発生した場合の行動指針

① 安全の確保を第一に考える

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全の確保を最優先に行動する。

その後自宅の被害状況（倒壊や火災）を確認する。

② 人命救助、初期消火に努める

避難の呼びかけや倒壊家屋等からの人命の救出活動に努めるとともに、初期消火・出火防止等を行う。

③ 参集には細心の注意を払う

家屋の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋梁の落下等に細心の注意を払いながら、参集する。また参集途上において可能な限り被害状況の収集に努め、参集後速やかに災害対策本部へ報告する。

④ 参集時の携行品を忘れずに

飲料水や食糧の確保が出来ない場合や、庁舎等に泊まりこむ場合を想定し、参集の際は必要な物品を携帯して参集する。（主な携行品：軍手、タオル、着替え、水筒、食糧、懐中電灯、長靴、雨具、運転免許等）

災害時に備え、必ず家庭内に飲料水、食糧等の備蓄をしておく。

⑤ 家族との連絡方法

家族に数日間帰宅できない可能性があることを告げ、家族との連絡方法（災害伝言ダイヤル等）を事前に決めておく。

3 災害対応職員の健康管理

各班長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与える等適切な措置を講じなければならない。（1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）また、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

4 関係機関との連携・協力

町内に震災が発生した場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

主管課：総務課、未来まちづくり課

活動方針

気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に把握する
 町内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する
 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する

対策

【町が実施する対策】

1 気象情報等に関する情報の収集等

町に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁のホームページやテレビ、津地方気象台とのホットラインを活用するなど、今後の進路や降雨予測等の情報収集に努める。

2 警報発表時等の緊急の措置

(1) 避難指示の伝達

警報の発表時又は町内において災害の発生がある場合、町長は土砂災害、内水氾濫、大雨等のハザードマップ等により被災の可能性が認められる地域住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 要配慮者への情報伝達

可能な範囲で要配慮者への災害情報の確実な伝達に努める。町災害時要援護者台帳等を活用し、情報伝達を行う。

3 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織（自治会）、防災関係機関等から町内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告するが、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災害対策本部及び県地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

4 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求める等の確かな情報の提供に努める。

(1) 広報内容

広報にあたっては、文字放送、外国語放送等様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則と

して知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

広報内容
災害発生状況（被害状況）
気象状況
災害対策本部に関する情報
救助・救出に関する情報
避難に関する情報
被災者の安否に関する情報
二次災害危険性に関する情報
主要道路状況
公共交通機関の状況
ライフラインの状況
医療機関及び救護所等の状況
給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
公共土木施設状況
防疫・衛生に関する情報
教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
ボランティア及び支援に関する情報
住宅に関する情報
民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

(2) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

(3) 災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表については、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」に基づき取り扱うこととする。

【参考】三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

1 安否不明者及び行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

2 死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

3 公表する情報

氏名、住所（市町村名及び大字名）、性別、年齢（発災時）なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

4 運用開始日

令和5年8月23日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 住民の協力による災害情報の伝達

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域住民は、災害が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により各種災害の警報等の発令状況の確認に努め、土砂崩れ等の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては災害の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域のハザード発生状況を把握しておき、なるべく早期に避難所へ避難することに努める。

2 要配慮者への支援

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域において、各種災害の警報等が発表される等した場合、地域の避難計画に沿って、可能な範囲で要配慮者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

3 災害に関する現場情報の報告

土砂崩れ等の災害の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

4 被害情報等の提供

地震や土砂崩れ等による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第3節 通信機能の確保

主管課：総務課

活動方針

災害時の広範囲にわたる通信途絶等に対応するため、関係機関と連携し通信手段を確保する

対策

【計画関係者共通事項等】

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話等	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県から町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
町防災行政無線	地上系無線	・町から住民へ屋外スピーカー等による情報伝達（同報系）	・地震に対し、相対的に弱い
防災情報伝達アプリ		・町からスマートフォン端末への情報伝達	

【町が実施する対策】

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線、防災情報伝達アプリ等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、各種警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やSNS、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県災対本部に対する緊急派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信事業者等との連携強化

災害時において、通信事業者等との連携が適切に図れるよう、平常時からの連絡体制構築及び情報共有に努める。

【通信事業者等が実施する対策】

通信事業者等は、災害時の被害軽減や通信手段の確保を図るため、防災体制の整備に努めるとともに、情報伝達体制の確立を図る。

また、通常の通信手段が途絶している場合は、非常通信の利用について協力するとともに、可能な限り速やかな応急復旧に努める。

第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

主管課：総務課

活動方針

自衛隊等の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う

対策

【町が実施する対策】

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。（推進計画）

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定。
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

1 自衛隊

(1) 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動）

- ・被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ・避難の援助（誘導、輸送）
- ・遭難者等の搜索救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊飯及び給水の支援
- ・救助物資の無償貸与又は譲与
- ・危険物の保安及び除去等

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ・自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ・避難の措置・立入
- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ・他人の土地等の一時使用等
- ・現場の被災工作物等の除去等
- ・住民等を応急措置の業務に従事させること

(4) 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、町災害対策本部に連絡幹部を派遣、災害対策本部との調整・連絡にあたらせる。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

主管課：総務課

活動方針

応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する

対策

【町が実施する対策】

1 応援体制

(1) 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

(2) 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援町と緊密に連絡を取りながら、被災町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

(3) 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

(4) 応援体制の構築

応援町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

(5) 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

2 受援体制

(1) 各協定等に基づく応援要請

被災町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の町及び県に対し応援を求め、災害応急対策

に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量等の情報を速やかに収集する。

(2) 連絡要員の受入

被災町災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

(3) 具体的な要請内容の検討

被災町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

(4) 受入体制の構築

被災町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

主管課：総務課

活動方針

災害対策要員が不足する場合には、要員を確保し、災害応急に努める

対策

【町が実施する対策】

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長又は、町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第7節 災害救助法の適用

主管課：総務課、福祉課

活動方針

災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う

対策

【町が実施する対策】

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が「参考：適用基準」に該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- (2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- (3) 町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

《 参 考 》適 用 基 準

施行令第1条第1項による。

	人口	世帯数	第1号	第2号
多気町	14,021	5,124	40世帯	20世帯

※令和2年国勢調査の人口、世帯数（令和2年10月1日現在）

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

(4) 災害救助法による救助の程度と期間：令和7年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり7,089,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる) ※50戸に満たない場合でも、戸数に応じ小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊流出			夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
					冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊床上浸水			夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700		14,000	19,900	23,600	29,800	3,900				

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 739,000円以内 ただし、半壊(焼)程度の場合は358,000円以内	災害発生の日から3か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合はこの実績に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,300円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生效后3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">一時保存</div> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">検案</div> 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	範囲 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	費用の限度額 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該事務に従事した者に相当する者の給与を考慮して定める	期間 救助の実施が認められる期間以内	備考 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

主管課：総務課、建設課

活動方針

防災活動の拠点となる施設、避難所等への緊急輸送ネットワークを確保する

対策

【町が実施する対策】

1 道路パトロールと緊急時の措置

(1) 道路パトロール

災害が発生し、または発生する危険がある場合は、道路パトロールを実施し、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況等の情報を収集する。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに災害対策本部にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

③ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

2 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

(1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために建設業協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ④ やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- ⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
- ② 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
- ③ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ④ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ⑤ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第2節 水防活動

主管課：総務課、建設課

活動方針

災害発生後の河川、ため池等における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる

対策

【町が実施する対策】

1 必要な箇所の門扉開閉操作

水門、堰堤等の管理者（操作責任者）は、警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

2 監視、警戒体制

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

(3) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

主管課：総務課、上下水道課

活動方針

被災者の生活確保のため、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う

対策

【町が実施する対策】

1 上下水道

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

① 被害状況の把握

発災後、町が管理する上下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

② 応急復旧用資機材の確保

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧に必要な資機材を確保するとともに、住民に対し、使用制限の措置を講じる。

(2) 施設の応急対策活動

① 応急復旧計画の策定

上下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、上下水道施設機能の迅速な回復に努める。

② 上下水道施設の復旧

上下水道施設の復旧作業において、浄水場等の基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管等重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水等による二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓等の応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

公衆衛生の保全について、避難所、学校、福祉施設等の防災拠点から発生する汚水の排除についてマンホールトイレの使用が出来るように指示する。

交通障害の発生防止による応急対策活動の確保について、マンホールの浮き上がりや管路損傷に伴う道路陥没による交通障害の回避を行う。

③住民への広報

上下水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応援協定に基づく応急復旧活動

① 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災害対策本部と連絡を密にしながら、水道施設

の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

② 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）に対し、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて町災害対策本部へ連絡要員等を派遣し、町災害対策本部において活動する。

③ 県内下水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」に基づき、三重県県土整備部下水道事業課が対策本部となり応援を要請し、応急復旧にかかる応援活動を実施する。

④ 県外下水道事業者への応援要請

県内の相互応援では対応できない甚大な被害が発生し、県を超える広域的な支援が必要となった場合には、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき応援を要請する。

第4節 公共施設等の復旧・保全

主管課：関係各課

活動方針

公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う

対策

【町が実施する対策】

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

① 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や住民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(2) 河川

① 被害情報の収集

復旧に向けた被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、

下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

主管課：総務課、町民ほけん課

活動方針

発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、関係機関と連携体制を構築する

対策

【町が実施する対策】

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、消防機関及び消防団等町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

町は、地震直後等に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行う等迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

町からの要請又は県からの指示があった町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

(5) 資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

(6) 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 ヘリコプターの活用

(1) 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(2) 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織（自治会）は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動

主管課：町民ほけん課

活動方針

災害が発生した場合に、円滑な医療・救護活動を展開する
発災後は、医師会等と連携し人的被害を最小限におさえることができる体制を整える

対策

【町が実施する対策】

1 医療情報の収集・共有

関係機関からの情報収集や広域災害 救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況等の情報を収集する。

災害拠点病院に通じる道路の状況も併せて収集し、県へ報告する。

通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認等による情報収集を行う。

収集した医療機関の被災状況についての情報は、県をはじめ関係機関の間で共有する。

2 医療救護所の設置基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに町が医療救護所の開設を決定する。

- (1) 町域において震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき

3 医療救護所の設置

福祉班は、下記被災状況に応じて 松阪地区医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護所の設置を行う。

医療救護所は農業者トレーニングセンターを第一次医療救護所として開設する。ただし、同施設の被災状況等により同一敷地内にある町民文化会館を利用する場合もある。

地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等の情報を収集・確認し、必要と判断した場合には、ふるさと交流館せいわに第二次医療救護所を開設する。なお、傷病者が多数発生しており第一次医療救護所の開設のみで追いつかない場合は、第二次医療救護所を同時に開設する。

フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には避難所に巡回救護所を設置する。

医療救護所の運営にあたって、関係機関との連携・情報共有を図る等、医療体制の活動調整を図る。関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために災害対策本部に医療救護調整員をおく。

4 県への派遣要請

被災状況によって医療・助産救助の実施が困難な場合には、松阪保健所へ保健医療活動チームの派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請を行う。

【保健医療活動チーム】

被災地で保健医療活動を行う機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字、歯科医師会、災害支援ナース、支援薬剤師、DHEAT、保健師派遣チーム、JDA-DAT、医療救護班）の総称

5 患者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、応急的措置に努める。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

6 医薬品の確保

災害時に必要な物資が円滑に供給できるよう、三重県、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等の関係機関との連携を図り、医薬品等の確保を図る。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

1 医療機関が実施する対策

(1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

(2) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

2 日本赤十字社三重県支部の対策

(1) 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
- なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

3 赤十字奉仕団の対策

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

4 三重県歯科医師会の対策

(1) 口腔のケア

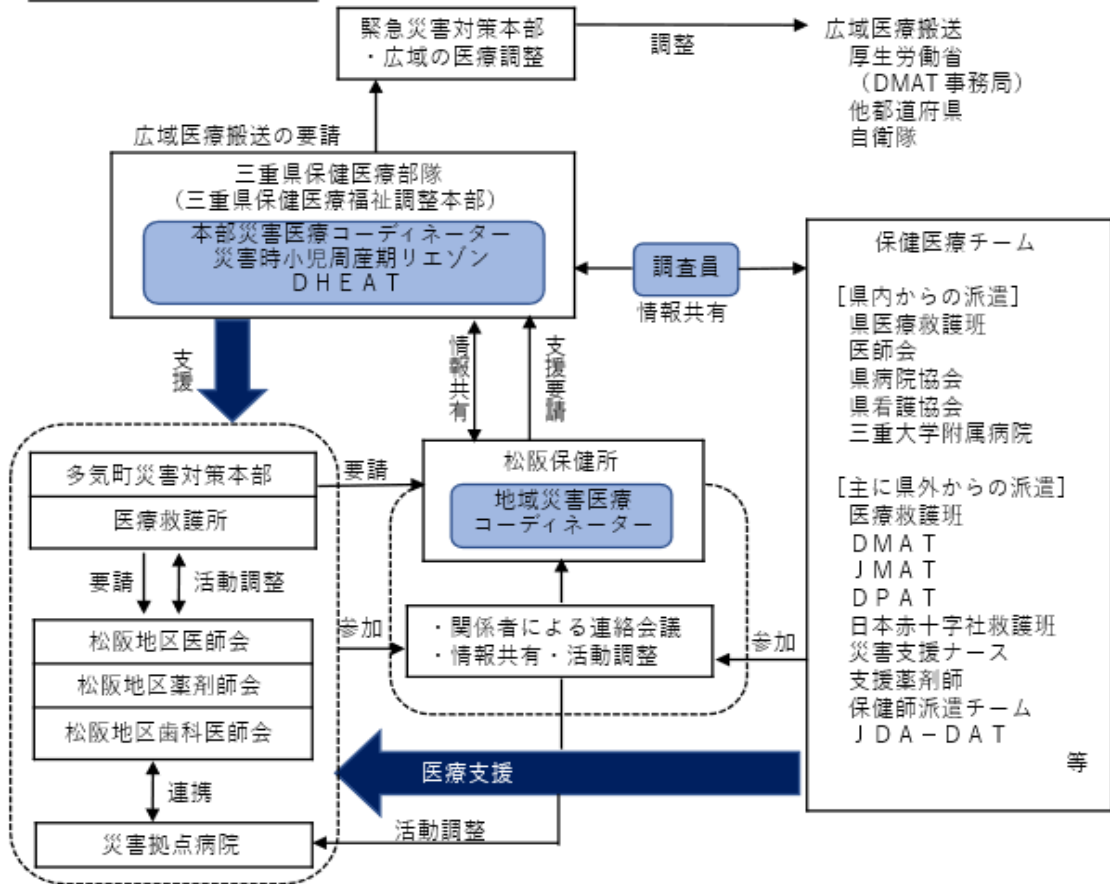
被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所では被災者の口腔ケア活動を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

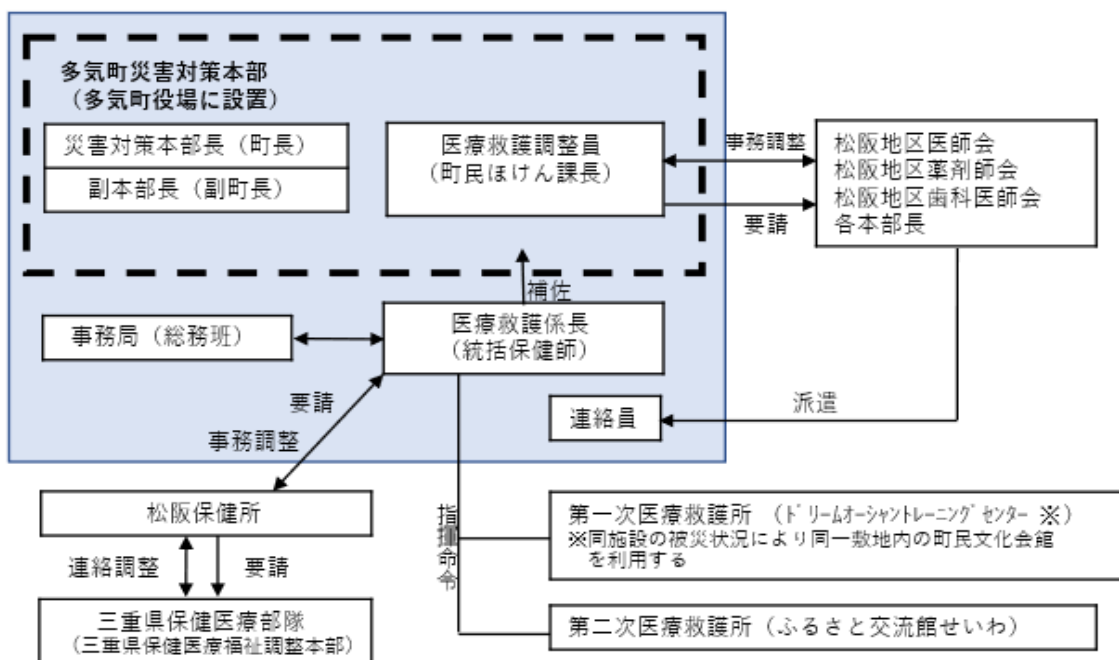
1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

◆関係機関との関係図



◆多気町災害時医療救護所設置及び活動要領における医療救護本部関係図



第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

主管課：総務課、教育課、福祉課

活動方針

避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む
関係各課が連携して町の避難所の開設・運営を支援する

対策

【町が実施する対策】

1 避難の指示等

(1) 避難指示等

各種災害関連の警報が発表される等、地震、大雨等による土砂崩れ、河川の氾濫等の災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合等、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ・要避難対象地域
- ・避難場所
- ・避難理由
- ・避難経路
- ・避難時の注意事項等

(4) 避難指示等の解除

町長は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を使用して、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、近隣地街に住民の受け入れを要請する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示する等、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

④ 簡易トイレの設置、既存トイレを活用する方法も含めたトイレの確保に努める。

また、松阪浄化センターが地震、津波等で使用不可となった時点で避難所に貯留型マンホールトイレが設置されている場合は、上下水道班の指示により、総務班及び避難所連絡班と共同し、貯留型マンホールトイレの使用が出来るようにする。

(2) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設の日時及び場所 ・ 箇所数及び収容人員 ・ 開設期間の見込 |
|--|

(3) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各町及び各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協

力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等を活用する。

- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定する等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達や食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理・ゾーン分け等に努める。
- ⑪ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用を努める。
- ⑫ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入口や避難所内での警備体制の確保に努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 災害からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域住民は、各種災害に関する警報等が発表される等、災害発生の危険を認知した場合、又は大規模な災害の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難所に避難する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域において、各種災害に関する警報

等が発表される等した場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

主管課：福祉課

活動方針

被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる
自主防災組織（自治会）、消防団等と連携し、災害時要援護者台帳等を活用して避難行動要支援者の安全確保や避難支援を行う

対策

【町が実施する対策】

- 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者の避難支援及び要配慮者の生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 要配慮者の生活環境確保
被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。
- 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策
避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。
福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。
- 4 要配慮者の保健・福祉対策等
要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。
- 5 外国人支援
外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。
また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

- 1 地域住民等による取り組み
地域住民や自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難行動要支援者の避難行動を支援する。
また、各町及び各避難所の「避難所運営マニュアル等」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

主管課：こども課、教育課

活動方針

災害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する

対策

【町が実施する対策】

1 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、地震による校舎の損壊や各種警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

災害により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園の被害状況の把握、情報提供

町災害対策本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。

また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

【地域・住民が実施する対策】

地域住民や自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

主管課：福祉課（社会福祉協議会）

活動方針

町社会福祉協議会を中核としたボランティア支援活動を展開する
災害発生時に、町、社会福祉協議会等が連携して、ボランティアの受入体制を確立する

対策

【町が実施する対策】

1 町災害ボランティア支援センターの設置

関係機関と連携・協働し、町の広さや被災状況に応じて「町災害ボランティア支援センター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供等必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、日本赤十字社、県社会福祉協議会、ボランティア団体、災害支援団体等の専門性をもつ様々な団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織（自治会）は、被災状況や支援ニーズを把握し、町災害ボランティア支援センターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 町災害ボランティア支援センターの運営支援

被災状況に応じて、町災害ボランティア支援センターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

町災害ボランティア支援センターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動

主管課：町民ほけん課、環境生活課

活動方針

感染症発生未然防止のため、避難所、衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する
感染症の流行、健康被害等を未然に防止する
被災者への健康相談等により心身の安定を図る

対策

【町が実施する対策】

1 避難所の衛生保持

被災地の防疫についての計画を策定し、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

2 防疫の実施

防疫は、被災状況に応じて三重県松阪保健所および松阪地区医師会等にも協力を求めて実施する。

三重県松阪保健所の指導に基づき、必要に応じて道路、溝渠、公園、避難所等の公共の場所を中心に感染予防・拡大防止に努め清潔の保持並びに消毒を実施する。

衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県および近隣市町に応援要請を行う。

3 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

4 保健活動

(1) 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

なお、保健師は、「三重県災害時保健師活動マニュアル（H25.3作成）」及び「松阪保健所管内災害時保健活動マニュアル（H26.10作成）」に基づき保健活動を実施する。

(2) 栄養・食生活支援

① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

5 ペット対策

町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 健康手帳の利用

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名等を健康手帳等（母子健康手帳、おくすり手帳含む）に記入し、携帯することを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携帯する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動

主管課：総務課

活動方針

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する

対策

【町が実施する対策】

町災害対策本部は、発災後、速やかに松阪警察署と連携をとり、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を松阪警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動の拠点の確保等について協力する。

【松阪警察署が実施する対策】

(1) 災害警備体制の確立

- ・職員の招集・参集
- ・災害警備本部の設置
- ・警察災害派遣隊の派遣要請

(2) 災害警備活動の実施

- ・災害情報の収集・連絡等
- ・救出救助活動
- ・避難誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・身元確認等
- ・二次災害の防止
- ・危険箇所等における避難誘導等の措置
- ・社会秩序の維持
- ・被災者等への情報伝達活動
- ・相談活動
- ・ボランティア活動の支援

【地域・住民が実施する自助・共助の対策】

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取扱い

主管課：環境生活課、総務課

活動方針

捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する
関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う

対策

【町が実施する対策】

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部において消防機関、警察、自衛隊、救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

町災害対策本部において、被災その他の条件により遺体の捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ・遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ・応援を求めた人数等
- ・その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

松阪警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、松阪警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに松阪警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部は、松阪警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力しながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他の町災害対策本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

主管課：総務課、建設課

活動方針

災害応急対策活動に必要な人員、物資等の輸送手段を確保する

対策

【町が実施する対策】

1 町が所有する車両の確保

町が所有する公用車の被害情報を収集し使用可能な輸送手段を確保する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、輸送を担う防災関係機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

- ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請
- ・協定事業者への要請
- ・国、県への要請
- ・自衛隊への要請

(2) 航空輸送手段の協力要請

① 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

② 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第2節 救援物資等の供給

主管課：商工観光課、関係各課

活動方針

食料及び生活必需品等の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する

対策

【町が実施する対策】

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生 12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生 24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生 72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用を努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者等に対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素等に配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支

援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

地震発生～24 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
地震発生 24 時間後以降	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）等

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

町で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第3節 給水活動

主管課：上下水道課

活動方針

県内水道事業者等と連携して、速やかに応急給水活動を行う

対策

【町が実施する対策】

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日以上飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池の貯留水を確保する。

2 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保する等、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定等、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置する等、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

地震発生後3日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全

主管課：総務課

活動方針

大規模災害による危険物施設等の二次災害を防止する

対策

【町が実施する対策】

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行う。(消防法第12条の3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ・消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- ・警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ・物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

① 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

② 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

③ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織（自治会）と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

町は、警察本部、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- ・住民に対する広報
- ・汚染区域の拡大防止措置
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ・飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ・住民に対する広報
- ・汚染区域の拡大防止措置
- ・警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ・避難指示等
- ・被ばく者の救出及び救護
- ・飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- ・輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

主管課：環境生活課

活動方針

環境衛生に万全を期すとともに、廃棄物等を適正かつ迅速に処理する

対策

【町が実施する対策】

1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、

できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理のうえ、必要に応じて町災害廃棄物処理実行計画を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理（実行）計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

主管課：建設課

活動方針

被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う
 入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等に優先的に提供する
 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理等を早急に行い、自宅避難を促進する

対策

【町が実施する対策】

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量等を把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

主管課：教育課

活動方針

応急教育を実施するとともに、教育機能の早期回復を目指す
文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる

対策

【町が実施する対策】

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ・町立学校施設の危険度判定を行う。
- ・校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ・校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ・応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ・施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災害対策本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 授業料等の減免等の判断

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

5 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支

障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による)が行う。

7 国・県・町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・町指定等文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分

主管課：福祉課

活動方針

被災者に対する災害義援金品の募集、保管、輸送及び配分を円滑に行う

対策

【町が実施する対策】

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。実施機関の設置にあたっては、県及び町、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

2 災害義援金の募集

町内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金の保管

災害義援金品の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。災害義援金及び見舞金については、町災害対策本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかにより災者に届くよう配分する。なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。義援品の配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

【その他防災関係機関が実施する対策】

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ・三重県共同募金会
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・三重県社会福祉協議会
- ・県
- ・町
- ・日本放送協会津放送局
- ・三重テレビ放送
- ・三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、災害対策本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

【地域・住民が実施する対策】

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。